

上里町マスコットキャラクター「こむぎっち」の着ぐるみの使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上里町のマスコットキャラクター「こむぎっち」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(貸出し)

第2条 上里町長（以下「町長」という。）は、町のイメージの向上、産業の振興、コミュニティの増進につながると認める場合については、着ぐるみを貸し出すことができる。

- 2 前項の場合において、着ぐるみの貸出しへは、町の業務に支障を及ぼさない範囲に限るものとする。
- 3 着ぐるみの貸出期間は、原則として貸出日から5日以内とする。

(貸出しの申請)

第3条 着ぐるみの貸出しを希望する者は、あらかじめ、「着ぐるみ貸出し承認申請書」（様式第1号）に必要な書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、貸出しを希望する日の3か月前の日の属する月の初日から7日前までの間に提出しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出しの承認)

第4条 町長は、前条の申請があった場合、当該申請内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出しを承認するものとする。

- (1) 第2条に規定する貸出しの主旨に反するとき。
 - (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (3) 上里町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - (4) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
 - (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - (6) その他、その使用が著しく不適当であると町長が認めるとき。
- 2 前項の規定による承認は、「着ぐるみ貸出し承認書」（様式第2号）により、不承認は、「着ぐるみ貸出し不承認書」（様式第3号）により、それぞれ申請

者に通知するものとする。

(使用料)

第5条 着ぐるみの貸出しに係る使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 第4条の規定による承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 貸出し期間を遵守すること。
- (3) 「着ぐるみ使用状況報告書」(様式第4号)及び使用写真等を提出すること。
- (4) その他町長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し)

第7条 貸出しの承認を受けた者が前条に掲げる事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱に反したときは、町長は、貸出しの承認を取り消すとともに、以後の貸出しを承認しないものとする。

- 2 前項の場合において、貸出しの承認を取り消された者は、直ちに着ぐるみを町に返還しなければならない。
- 3 第1項の規定により貸出しの承認が取り消された者に損害が生じても、町長は、その責めを負わない。

(原状回復)

第8条 着ぐるみを汚損又はき損した場合は、貸出しを受けた者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならぬ。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が着ぐるみの補修又はクリーニングが必要と認めたときは、貸出しの承認を受けた者は、これに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第9条 着ぐるみの貸出しの承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承することはできない。

(町の免責)

第10条 着ぐるみの使用に起因する事故等により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に対し与えた損害に対し、町長は、その責めを負わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

着ぐるみ貸出し承認申請書

年　月　日

上里町長

申請者　　住所
　　　　　　氏名

(担当者)　　氏名
　　　　　　連絡先

下記のとおり、上里町マスコットキャラクター「こむぎっち」の着ぐるみの貸出し受けたいので申請します。

記

イベント名	
イベント実施日	年　月　日 () から　日間
使用方法	
使用場所	
貸出し期間 (貸出日～返却日) ※最長で5日	年　月　日() ～　年　月　日()

※ イベントの内容のわかる資料を添付してください。

様式第2号（第4条関係）

着ぐるみ貸出し承認書

年　　月　　日

様

上里町長

年　　月　　日付けで申請のありました着ぐるみの貸出しについては、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

イベント名	
イベント実施日	年　　月　　日（　　）から　　日間
使用方法	
使用場所	
貸出し期間	年　　月　　日（　　）～　　年　　月　　日（　　）

- 2 上里町マスコットキャラクター「こむぎっち」着ぐるみの使用に関する取扱要綱を遵守すること。
- 3 上里町マスコットキャラクター「こむぎっち」着ぐるみ取扱説明書に従つて使用すること。
- 4 使用後は、着ぐるみ使用状況報告書（様式第4号）を使用写真と共に提出すること。

様式第3号（第4条関係）

着ぐるみ貸出し不承認書

年　　月　　日

様

上里町長

年　　月　　日付けで申請のありました上里町マスコットキャラクター
「こむぎっち」の着ぐるみの貸出しについては、下記のとおり不承認とします。

記

（不承認理由）

様式第4号（第6条関係）

着ぐるみ使用状況報告書

年　月　日

上里町長

申請者　　住所
　　　　　　氏名

(担当者)　　氏名
　　　　　　連絡先

下記のとおり、上里町マスコットキャラクター「こむぎっち」の着ぐるみ使用状況を報告します。

記

イベント名	
イベント実施日	年　月　日 () から　　日間
着ぐるみ使用時間	
使用場所	
イベントの様子 (「こむぎっち」活動報 告に使用させていただ く場合があります。)	

**※ 報告書の提出と併せて、使用状況写真（画像データ可）の提出をお願いし
ます。**

※ 着ぐるみを汚損・き損した場合には補修又はクリーニングをお願いします。